1 京都市里道管理条例の一部を改正する条例(令和6年3月29日公布)

(建設局土木管理部道路河川管理課)

里道の占用料の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

主道(7日/11代(2)) 世紀(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	、が少知目して	4.冊レることと	_ U
占用料の額の改定			

					占月	用 料	
占	用物件	単位	改工	E 前	改 ፲	E 後	
				市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
	電 柱	及びその支柱類	1本につき1年	円 3,800	円 470	円 4,600	円 450
	電話	柱及びその支柱類		2, 200	270	2,600	260
電柱、電線、街灯、	その	の他の柱類		220	27	260	26
郵便差出 箱その他 これらに	線類・	共架電線その他上空に設け るもの	長さ1メートル につき1年	22	3	26	据置き
類する工作物		地下電線その他地下に設 けるもの		13	2	16	据置き
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	1,800	230	2, 200	220
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4, 400	540	5, 300	530
		外径が 0.07 メートル未満 のもの	長さ 1 メートル につき 1 年	92	11	110	据置き
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		130	16	160	据置き
		外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの		200	24	240	据置き
ガス管、		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		260	33	320	32
水管、下 水道管、	管 路	外径が 0.2 メートル以上 0.3メートル未満のもの		400	49	480	47
その他こ れらに類 する物件		外径が 0.3 メートル以上 0.4メートル未満のもの		530	65	640	60
		外径が 0.4 メートル以上 0.7メートル未満のもの		920	110	1, 100	据置き
		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの		1,300	160	1,600	据置き
		外径が 1 メートル以上の もの		2, 100	260	2, 500	250
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	1, 300	160	1,600	据置き

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

2 京都市里道管理条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年3月29日公布) 京都市里道管理条例の改正に伴い、同施行規則に定める占用料についても改定を行う こととしました。

						<u></u> ⊢ :		
		用物件		占 用 料				
占	用		件	単 位	改工	E 前	改 ፲	E 後
					市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
	第7条 1年 第1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年 1年	道路 2条第2 項に見 地設も 地設も 地設も ではるの ではる。 ではるの ではる。 では。 ではる。 では。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。 ではる。	長さ1メートル	_	_	円 16	円 2	
第1号				につき1年	_	_	50	5
		状況を表示	又は交通の する標示柱 の 柱 類	1本につき1年	_	_	4, 200	420
		その他 のもの	上空に設 けるもの	占 用 面 積 1 平方メートル	_	_	2,600	260
			地下に設けるもの		_	_	1,600	160
	その	他の	t 0	につき 1 年	4, 400	540	5, 300	530
第 7	第7条第2号に掲げる施設				19, 200	2, 520	28, 800	据置き
標	標 識			1本につき1年	3, 500	430	4, 200	420
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	上空又は地下に設けるもの		占 用 面 積 1 平方メートル に つ き 1 年	7,800	1,000	12, 000	1, 100	
通路	連路 その他のもの			4, 400	540	5, 300	530	
その他の工作物、物件及び施設			別に定める。					